

資料

会議時間

10:00~12:00	120分	
13:00~15:00	120分	
15:30~17:00	90分	
計	330分	(1日の会議時間)

大綱質疑3日間での時間

330分 × 3日間 = 990分

堺市議会会議規則

第8条（会議時間）

会議は、午前10時から午後5時までとする。ただし、議会の議決により、又は議長において必要があると認めて会議に宣告することにより、繰り上げ、又は延長することができる。

堺市議事運営に関する要綱

第7条2 大綱質疑（定例会2・3・4日目本会議における初日本会議提出案件に対する質疑及び一般質問をいう。以下に同じ。）の日数は3日間とする。

会派毎の発言時間

現行

5月・11月定例会 40分 × 会派構成人数
 2月・8月定例会 20分+20分 × 会派構成人数

新案

全ての定例会 20分 × 会派構成人数

会派	構成人数	持ち時間		
		5月・11月定例会	2月・8月定例会	新提案
		40分×会派構成人数	20分+20分×会派構成人数	20分×会派構成人数
大阪維新の会	18人	720分	380分	360分
公明党	11人	440分	240分	220分
自民党	8人	320分	180分	160分
共産党	5人	200分	120分	100分
創志会	5人	200分	120分	100分
会派に属さない	1人	40分	40分	20分
計	48人	1920分	1080分	960分

3日間で990分以内、1日あたり330分以内にする事で10時から17時までの時間内に収めることができる。

1920分÷3日=640分	1080分÷3日=360分	960分÷3日=320分
20時を超える	17時30分	17時まで終了